

【記載例 4】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、平成 30 年分の所得の黒字から控除しても、なお翌年以後に繰り越す損失額がある場合(繰越控除 1 年目)

- 「給与所得」の金額
 - 「収入金額」 8,000,000円
 - 「所得金額」 6,000,000円
- 「繰越損失額」 $\Delta 15,450,000$ 円

《第一表》

(単位は円)		種類	金額	特異の表示	整理番号
収入金額等	事業等	⑦		課税される所得金額 (⑨-⑫)又は第三表上の⑬に対する税額又は第三表の⑭	26
	農業	⑧			27
	不動産	⑨		配当控除	28
	利子	⑩			29
	配当	⑪		(特定増改築等)区分	30
	給与	⑫	8000000	住宅借入金等特別控除	31
	公的年金等	⑬		政党等寄附金等特別控除	32
	その他	⑭		住宅借入金等特別控除	33
	短期	⑮		引当金等特別控除	34
	長期	⑯		所得税額	35
所得金額	事業等	⑰		災害減免額	36
	農業	⑱		再算上所得税額 (⑳-㉑)	40
	不動産	㉒		復興特別所得税額 (㉒×2.1%)	41
	利子	㉓		所得税及び復興特別所得税の額 (㉒+㉓)	42
	配当	㉔		外国税額控除	43
	給与	㉕	6000000	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	44
	雑	㉖		所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉔-㉕)	45
	総合譲渡・一時	㉗		所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (㉔-㉕)	46
	合計	㉘		所得税及び復興特別所得税の納める税金 (㉔-㉕)	47
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	㉙		納付される税金 (㉔-㉕)
医療費控除		㉚		配偶者の合計所得金額	49
社会保険料控除		㉛		専従者給与(控除)の合計額	50
小規模企業共済等掛金控除		㉜		青色申告特別控除額	51
生命保険料控除		㉝		所得税・復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	52
地震保険料控除		㉞		未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	53
寄附金控除		㉟		本年分で差し引く繰越損失額	54
寡婦・寡夫控除		㊱	0000	平均課税対象金額	55
勤労学生・障害者控除		㊲	0000	変動・臨時所得金額	56
配偶者(特別)控除		㊳	0000	申告期限までに納付する金額	57
扶養控除	㊴	0000	延納届出額	58	
基礎控除	㊵	380000			
合計	㊶	380000			

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

- 翌年以後に繰り越す譲渡損失がある場合(申告書第四表を使用する場合に限ります。)は、申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は記載しません。
- 申告書第四表を使用する場合は、申告書第一表「所得から差し引かれる金額」欄は、原則として、「基礎控除」(38万円)を除いて記載しません。
ただし、損益通算や繰越控除の対象外である株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等が黒字の場合は記載します。

《第四表(一)》

平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用)										F A O O 5 4	
住所 (又は事業所など)		××市〇〇町1-2-3				フリガナ 氏 名		コクゼイ ハナコ 国税 花子		整理番号 一連番号	
1 損失額又は所得金額											
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)										59 6,000,000 円	
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所	④収入金額	⑤必要経費等	⑥差引金額 (④-⑤)	⑦特別控除額	⑧損失額又は所得金額			
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	⑨	/	60 円			
		総合譲渡				⑩		61 円			
	長期	分離譲渡		円	円	⑪	/	62 円			
		総合譲渡						63 円			
	一時							64 円			
C 山林								65 円			
D 退職					円	円		66 円			
E	一般株式等の譲渡							67 円			
	上場株式等の譲渡							68 円			
	上場株式等の配当等					円	円		69 円		
F 先物取引								70 円			
特例適用条文											
2 損益の通算											
所得の種類		①通算前		②第1次通算後		③第2次通算後		④第3次通算後		⑤損失額又は所得金額	
A	経常所得	59	6,000,000 円	第1次	6,000,000 円	第2次	6,000,000 円	第3次	6,000,000 円	6,000,000 円	
B 譲渡	短期	総合譲渡	61	1 次 通 算		2 次 通 算		3 次 通 算			
		分離譲渡 (特定損失額)	62							△	
	長期	総合譲渡	63								
		一時	64								
C	山林		→65							⑥	
D	退職		→66								
損失額又は所得金額の合計額										71 6,000,000	

申告書第四表(損失申告用)の記載方法の詳細は、
 「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告
 の手引き 損失申告用」をご覧ください。

資産 整理欄

第四表(一)

(平成二十八年分以降用)

《第四表(二)》

平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 (損失申告用)

FA0059

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理
番号

一連
番号

青色申告者の損失の金額							72	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							73	円
変動所得の損失額							74	円
被災資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	① 損害金額	② 保険金などで補填される金額	③ 差し引く損失額 (①-②)	円
山林以外 の損失額	営業等・農業			..	円	円	75	円
	不動産			..			76	円
	山林			..			77	円
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							78	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							79	円

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	④ 前年分までに引ききれなかった損失額	⑤ 本年分で差し引く損失額	⑥ 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額 (④-⑤)		
A ____年 (3年前)	純損失	山林以外の所得の損失	円	円		
		山林所得の損失				
	雑損失	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失				
		山林以外 山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑損失					
B ____年 (2年前)	純損失	山林以外の所得の損失		円		
		山林所得の損失				
	雑損失	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失				
		山林以外 山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑損失					
C 29年 (前年)	純損失	山林以外の所得の損失				
		山林所得の損失				
	雑損失	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失				
		山林以外 山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		15,450,000	6,000,000		
	雑損失			9,450,000		
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			80	円		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額			81	円		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額			82	円		

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	83	円
-----------------------------------	----	---

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	84	円
-------------------------	----	---

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	85	円
----------------------------	----	---

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	86	円
---------------------------	----	---

資産	整理欄
----	-----

第四表(二)

平成二十八年分以降(降用)

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第四表(二)の「3 翌年以後に繰り越す損失額・居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」⑦3欄は、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を記載します。したがって、措法41の5による繰越損失額を翌年以後に繰り越す場合の申告に当たっては、この欄は記載しません。